

伊勢市中心市街地活性化協議会 規約

(設置)

第1条 伊勢商工会議所及び伊勢まちづくり株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する中心市街地活性化協議会は、「伊勢市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第3条 協議会は、事務を処理するために伊勢商工会議所内に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置くことができる。

3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

(目的)

第4条 協議会は、法第9条第1項の規定により伊勢市が作成する中心市街地活性化基本計画（以下「基本計画」という。）並びに法第9条第10項に規定する認定基本計画及びその他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(公告の方法)

第5条 協議会の公告は、協議会のホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、総会、役員会、幹事会及び必要に応じて専門委員会を設け次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

ア 基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し、必要な事項についての意見提出

イ 中心市街地の活性化に関する事業の総合調整

ウ 中心市街地の活性化に関する意見及び情報交換

エ 中心市街地の活性化に寄与する調査研究

オ 協議会の会員及び地域向けの情報発信

カ その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

- (2) その他中心市街地の活性化に関すること
- ア 各種組織、団体との交流
 - イ 関係情報の収集
 - ウ その他、目的達成のための必要な活動

(構成員)

第7条 協議会の会員は、次の者をもって構成する。

- (1) 伊勢商工会議所
- (2) 伊勢まちづくり株式会社
- (3) 伊勢市
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げる者の他、協議会において特に必要があると認める者

(アドバイザーの設置)

第8条 協議会の協議・検討に必要な事項について助言を得るため、専門家等のアドバイザーを置くことができる。

(オブザーバーの設置)

第9条 協議会は必要に応じて意見を求めるためにオブザーバーを置くことができる。

(入会)

第10条 会員として入会する場合は、入会申込書により会長に申し込み、役員会の承認を得なければならない。

(会費)

第11条 別途定めるところにより、会員より会費を徴収することができる。

(退会)

第12条 会員は、協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

- (1) 会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 協議会の名誉をき損し、又は協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- 2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拋出金品の不返還)

第 14 条 既に納入した会費その他の拋出金品は、返還しない。

(役員)

第 15 条 協議会に次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 2 名以内
 - (3) 理事 20 名以内
 - (4) 会計監事 1 名
- 2 会長は、総会において会員の中から選任する。
 - 3 副会長、理事、会計監事は会長が指名する。
 - 4 役員任期は 3 年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 役員は、任期終了後においても次期役員が選任されるまでの間、引き続き職務を行うものとする。

(職務)

第 16 条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計監事は、協議会の会計を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(総会)

第 17 条 総会は、年 1 回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他役員会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第 18 条 役員会は、協議会の目的を達成するために必要な事項の審議及び幹事会協議事項等の承認を行う。

- 2 役員会は会長、副会長、理事をもって構成する。
- 3 役員会は、役員半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第19条 第6条に掲げる事項について必要な協議又は調整を行うため幹事会を設置する。

- 2 幹事会の構成員及び幹事長は会長が指名する。
- 3 幹事会は適宜開催し、活動方針と活動計画を策定し、毎年度の活動報告について審議するするとともに、基本計画の策定並びに認定基本計画の実施・変更に関し協議し、意見の提出を行う。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 5 その他運営に必要な事項は会長の承認を得て幹事長が定める。

(専門委員会)

第20条 幹事会の目的を達成するため、専門的な協議又は調査研究の必要が生じた場合は専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会の設置及び構成員は会長の承認を得て幹事長が決める。
- 3 専門委員会協議事項は幹事会に報告を行う。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第22条 協議会の収入は、会費、寄附金及び事業収入による。

- 2 協議会の支出は、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

(解散)

第23条 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、幹事会の承認を得て、別に定める。